

シニアカーの安全利用

「シニアカー」は道路交通法により歩行者とされています。

「シニアカー」を利用する上での交通ルールや注意点をまとめましたので、安全利用の参考にしてください。

通行する場所は

歩道のある道路では、歩道を通行しましょう。
歩道のない道路では、道路の右端を通行しましょう。

道路を横断するときは

遠回りでも横断歩道を横断しましょう。
信号は歩行者用信号を必ず守りましょう。青の点滅信号は渡り始めてはいけません。
信号機や横断歩道がない場合は、見通しのよいところで、道路に対して直角に横断しましょう。

その他の注意点は

歩道の段差、踏切、坂道などは転倒の危険があります。できるだけ避け、通行時はハンドルを両手でしっかりと握りましょう。
携帯電話を使いながらの操作や飲酒しての使用は判断や操作を誤るおそれがあり、大変危険です。

電動車いすの安全利用について

電動車いすの安全利用について（警察庁ホームページへのリンク）

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/e_wheelchair.html